

# 都市計画手続き「形骸化」の指摘

## 8万人巨大施設に批判相次ぐ

新国立競技場の建設について、作家の森まゆみ氏らが共同代表を務める市民団体「神宮外苑と国立競技場を未来へ手わたす会」の勉強会が24日、渋谷区内の建築家会館で開かれた。2020年東京五輪のメインスタジアムとして予定されている新国立競技場を巡っては、デザインの奇抜さだけでなく、現在の競技場を大きく上回る巨大スタジアムと膨大な建設費が問題となっている。現在の国立競技場は今夏から解体が始まり、今年には新国立競技場の実施設計が行われる予定だ。このままでも本当に良いのか。会場からは形骸化した都市計画手続きなどに批判の声が相次いだ。



勉強会では建築家の責任にも指摘が及んだ  
24日、渋谷区内の建築家会館ホールで

### 「都計審がザハ案を追認」 「市民の意見が入らない」

## 市民団体が勉強会を開催

昨年5月、東京都都市計画審議会が、新国立競技場周辺の都市計画変更と地区計画の決定を了承した。委員の中で発言したのは1人のみ。計画に反対する意見はなく、緑の量と質、ユニバーサルデザインの徹底を求める要望だけだった。

2020年東京五輪のメインスタジアムとなる新国立競技場は、日本スポーツ振興センターが主催する国際デザイン・コンクールで最優秀賞に輝いた案で、ロンドンを拠点に活躍する女性建築家のザハ・ハジド氏が設計した。

当初、総事業費は3千億円と言われたが、見直し作業が行われ、延べ床面積を約25%減の約22万平方メートルに縮小。総事業費は、本体工事に141.3億円、周辺整備に37.2億円、現競技場の解体に67億円の計185.2億円と試算された。

当初のザハ案と比べればスベックは縮小されたものの、この競技場を建設しようとするならば、都市計画の制限に引っ掛かると、用途制限の緩和が

可能になる。四つ目は「容積率」。これも「地区計画」で定めると、都知事が認定して緩和が可能だ。五つ目は「都市公園」。24日の勉強会で、日本都市計画家協会理事の柳沢氏は、新国立競技場の建設で抵触する都市計画の制限は五つあると指摘した。

一つ目は「風致地区」の高さ制限。明治神宮外苑地区は都の風致地区第1号で、15以上の高さの建築物が制限されている。二つ目は「高度地区」で、20以上の高さ制限がある。これは、高さ制限を定めた「地区計画」を定めると、適用除外となる。都は前出の都市計画審議会に、高さ制限を75以上に緩和する「地区計画」を諮った上で都市計画決定した。

三つ目は「用途制限」。このエリアは、第二種住居専用地域で、「観覧場」は認められていない。そこで、再開発促進区を定める「地区計画」をかけることで、用途制限の緩和が

審議会に諮り、13年6月に都市計画決定している。柳沢氏は「コンペの案を追認する形で都市計画決定が行われている」と指摘。その上で「本来、コンペの要項に『高さ制限、用途制限などについて、都市計画を変更する予定』といった記載があるべき。そういう記載をするなら、事前に諮問機関である都計審に意見を聞くなどの対応を行うのが通常の作法ではないか」と主張した。

「社会的合意」  
日本大学理工学部の横河健教授は「都市計画の手続きは法令通り行われているが、市民の声はどこにあるのか」と問題提起した。

横河氏は「手続きは間違っていないが、間違っている。3千億円の根拠は何か。建築を専門としている人間でも本当かと思う。税金を支払う市民がイエス・ノーを決めるべきではないか。何をどうすれば、市民の声が届くのか。手続き上、問題ないというが、都市計画審議会に諮るといった筋道を通していただけ、誰が決めて、責任を取るのか全く触れられていない。このままではまずいのではないか」と語った。

さらに、明治神宮外苑地区の「風致地区」について、「趣旨を損なわないように施設の計画を立てるべき。許可は要らないが、協議は必要。コンペの要項には『風致地区』に対する配慮が触れられていない。施設計画が具

「都に負担を要求」  
新国立競技場の整備について、舛添知事は1月補フェイルでは、東京五輪開催後に当該競技施設を運営する団体が建設費を負担する原則が示されている。国が都に対して負担を求めるのは、この方向性で決めたという。話を聞いて考えたい」と語り、費用負担の交渉がゼロから始まるという認識を示していた。

文科省が、延べ床面積を25%減らす見直し案を示して以来、新国立競技場の計画は、都の負担に焦点が当たり、あまりにも大きすぎるスペースは議論にならなくなっている。同日の会見で、舛添知事は「基本原則は都民の税金だから、税金を払っている都民が納得できるように、税金でなければならぬ」と語った。東京五輪が開催される2020年以降、東京の人口は減少に転ずると試算されている。8万人の巨大スタジアムを維持できるのかというそもその議論が横に置かれたまま、法令に基づいた手続きだけが淡々と進められている。

新国立競技場は、現在の国立競技場を取り壊した後、現在の敷地に隣接する明治公園なども巻き込んで、観客席を5万4千席から8万席に拡充。開閉式の屋根を取り付けた全天候型スタジアムとしてリニューアルされる予定だ。

柳沢氏は「地区計画の決定は法令の規定通り、きちんと行われている。審議会でも議論している。しかし、一連の手続きはコンペの募集の後に行われている」と批判した。

「神宮外苑と国立競技場を未来へ手わたす会」共同代表で作家の森まゆみ氏は、「大事なことを決める時に全く議論がなかった。形骸化され、追認するだけの都計審だった。これからは、税金を払っている都民が納得できるように、税金でなければならぬ」と語った。

また、文部科学省は、都に対して周辺整備費の一部負担を求めている。2月27日、下村博文文部科学大臣が舛添知事と会談したが、下村文科相からは新国立競技場の建設に都の協力を求めただけで、具体的な費用負担までは言及しなかったという。同日の会見で、舛添知事は「基本原則は都民の税金だから、税金を払っている都民が納得できるように、税金でなければならぬ」と語った。

文科省が、延べ床面積を25%減らす見直し案を示して以来、新国立競技場の計画は、都の負担に焦点が当たり、あまりにも大きすぎるスペースは議論にならなくなっている。同日の会見で、舛添知事は「基本原則は都民の税金だから、税金を払っている都民が納得できるように、税金でなければならぬ」と語った。

「5つの制限」  
24日の勉強会で、日本都市計画家協会理事の柳沢氏は、新国立競技場の建設で抵触する都市計画の制限は五つあると指摘した。

一つ目は「風致地区」の高さ制限。明治神宮外苑地区は都の風致地区第1号で、15以上の高さの建築物が制限されている。二つ目は「高度地区」で、20以上の高さ制限がある。これは、高さ制限を定めた「地区計画」を定めると、適用除外となる。都は前出の都市計画審議会に、高さ制限を75以上に緩和する「地区計画」を諮った上で都市計画決定した。

「社会的合意」  
日本大学理工学部の横河健教授は「都市計画の手続きは法令通り行われているが、市民の声はどこにあるのか」と問題提起した。

「都に負担を要求」  
新国立競技場の整備について、舛添知事は1月補フェイルでは、東京五輪開催後に当該競技施設を運営する団体が建設費を負担する原則が示されている。国が都に対して負担を求めるのは、この方向性で決めたという。話を聞いて考えたい」と語り、費用負担の交渉がゼロから始まるという認識を示していた。

文科省が、延べ床面積を25%減らす見直し案を示して以来、新国立競技場の計画は、都の負担に焦点が当たり、あまりにも大きすぎるスペースは議論にならなくなっている。同日の会見で、舛添知事は「基本原則は都民の税金だから、税金を払っている都民が納得できるように、税金でなければならぬ」と語った。

老朽化して建て替えを迫られている現国立競技場

